

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。